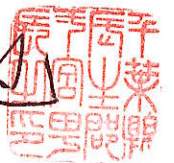


行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。

令和6年12月2日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第23号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

(一宮町役場処務規程の一部改正)

第1条 一宮町役場処務規程(昭和35年一宮町規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の表住民課の部29の項及び30の項中「被保険者証(短期保険者証を含む)」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同部58の項中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書」に改める。

第9条住民課長の専決事項の部11の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(一宮町公印規程の一部改正)

第2条 一宮町公印規程(昭和58年一宮町規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中「被保険者証及び退職被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。